

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令案 新旧対照条文

| | | | |
|---|--|-------|----|
| ○ | 地方住宅供給公社法施行令（昭和四十年政令第九十八号）（附則第二条関係） | ．．．．． | 1 |
| ○ | 地方道路公社法施行令（昭和四十五年政令第二百二号）（附則第三条関係） | ．．．．． | 2 |
| ○ | 日本下水道事業団法施行令（昭和四十七年政令第二百八十六号）（附則第四条関係） | ．．．．． | 4 |
| ○ | 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）（附則第五条関係） | ．．．．． | 5 |
| ○ | 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（附則第六条関係） | ．．．．． | 7 |
| ○ | 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（附則第七条関係） | ．．．．． | 8 |
| ○ | 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（附則第八条関係） | ．．．．． | 9 |
| ○ | 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（附則第九条関係） | ．．．．． | 10 |
| ○ | 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（附則第十条関係） | ．．．．． | 11 |
| ○ | 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第六十号）（附則第十一条関係） | ．．．．． | 12 |
| ○ | 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（附則第十二条関係） | ．．．．． | 13 |
| ○ | 国立研究開発法人森林研究・整備機構法施行令（平成二十七年政令第四十三号）（附則第十三条関係） | ．．．．． | 14 |
| ○ | 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（附則第十五条関係） | ．．．．． | 15 |

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十一条（同法第三十条において準用する場合を含む。）、第二十五条第十項第三号、第二十六条第三項第五号、第二十七条第九項第三号、第二十八条第六項第四号及び第五十条</p> <p>十一〜二十六 （略）</p> <p>二十七 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項</p> <p>二十八〜三十五 （略）</p> <p>2 （略）</p> | <p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、地方住宅供給公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第二十三号及び第二十六号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一〜九 （略）</p> <p>十 自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）第二十一条（第三十条において準用する場合を含む。）、第二十五条第十項第三号、第二十六条第三項第五号、第二十七条第九項第三号、第二十八条第六項第四号及び第五十条</p> <p>十一〜二十六 （略）</p> <p>二十七〜三十四 （略）</p> <p>2 （略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>三（略）</p> <p>四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条第二項第五号（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条第五項及び第六項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第一項ただし書（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百五十二条第一項ただし書（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）</p> <p>四の二・五（略）</p> <p>六 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五百十号）第四条第二項第五号（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第五条ただし書（同法第四十五条において準用する場合を含む。）並びに同法第八条（同法第四十五条において準用する</p> | <p>（他の法令の準用）</p> <p>第十条 次の法令の規定については、地方道路公社を、市のみが設立したものにあつては当該市（第十九号及び第二十二号にあつては、建築主事を置く市）と、その他のものにあつては都道府県とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項から第三項まで又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>三（略）</p> <p>四 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第十八条第二項第五号（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条第五項及び第六項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第一項ただし書（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百五十二条第一項ただし書（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）</p> <p>四の二・五（略）</p> <p>六 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五百十号）第四条第二項第五号（第四十五条において準用する場合を含む。）及び第五条ただし書（第四十五条において準用する場合を含む。）並びに同法第八条（第四十五条において準用する場合を含む。</p> |

場合を含む。)において準用する土地収用法第二十一条

七・八 (略)

九 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十一条(同法第三十条において準用する場合を含む。)、第二十五条第十項第三号、第二十六条第三項第五号、第二十七条第九項第三号、第二十八条第六項第四号及び第五十条

十〜二十二 (略)

二十三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成三十年法律第四十九号)第六条ただし書、第八条第一項並びに第三

十九条第三項及び第五項

二十四〜三十二 (略)

2 (略)

。)において準用する土地収用法第二十一条

七・八 (略)

九 自然環境保全法(昭和四十七年法律第八十五号)第二十一条(第三十条において準用する場合を含む。)、第二十五条第十項第三号、第二十六条第三項第五号、第二十七条第九項第三号、第二十八条第六項第四号及び第五十条

十〜二十二 (略)

二十三〜三十一 (略)

2 (略)

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p>二十 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）<u>第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項</u></p> <p><u>二十一～二十七</u> （略）</p> <p>2 （略）</p> | <p>（他の法令の準用）</p> <p>第七条 次の法令の規定については、事業団を地方公共団体（第二号、第四号から第六号まで、第十二号、第十七号及び第十九号に掲げる規定にあつては、都道府県）とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～十九 （略）</p> <p><u>二十～二十六</u> （略）</p> <p>2 （略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|--|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（同法第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項、第二項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条第五項及び第六項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十三条第三項（同法第八十四条第三項（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第一項ただし書（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十五条第一項ただし書（同法第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）</p> <p>四 （略）</p> <p>五 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五百五十号）第五条ただし書（同法第四十五条において準用する場合を含む。）及び第八条（同法第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条</p> <p>六 〓二十四 （略）</p> <p>二十五 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成</p> | <p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十八条 次に掲げる法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第十八条（第八十七条第一項、第八十七条の二、第八十八条第一項、第二項若しくは第三項又は第九十条第三項において準用する場合を含む。）</p> <p>二 （略）</p> <p>三 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条第一項ただし書、第十五条第一項、第十七条第一項第一号（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二十一条（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十二条第五項及び第六項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第八十三条第三項（第八十四条第三項（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）及び第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）、第二百二十二条第一項ただし書（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）並びに第二百二十五条第一項ただし書（第三百三十八条第一項において準用する場合を含む。）</p> <p>四 （略）</p> <p>五 公共用地の取得に関する特別措置法（昭和三十六年法律第五百五十号）第五条ただし書（第四十五条において準用する場合を含む。）及び第八条（第四十五条において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第二十一条</p> <p>六 〓二十四 （略）</p> |

2

(略)

三十年法律第四十九号) 第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九條第三項及び第五項並びに同法第三十五條第一項(同法第三十七條第四項において準用する場合を含む。)において準用する土地収用法第八十四條第三項において準用する同法第八十三條第三項二十六、三十二 (略)

2

(略)

二十五、三十一

(略)

○ 独立行政法人水資源機構法施行令（平成十五年政令第三百二十九号）（附則第六条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（他の法令の準用） 第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十三 （略） 二十四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項二十五～三十二 （略） 2 （略）</p> | <p>（他の法令の準用） 第五十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十三 （略） 二十四～三十一 （略） 2 （略）</p> |

○ 国立大学法人法施行令（平成十五年政令第四百七十八号）（附則第七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四十七（略）</p> <p>四十八 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項</p> <p>四十九 六十二（略）</p> <p>2・3（略）</p> | <p>（他の法令の準用）</p> <p>第二十五条 次の法令の規定については、国立大学法人等を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一 四十七（略）</p> <p>四十八 六十一（略）</p> <p>2・3（略）</p> |

○ 独立行政法人国立高等専門学校機構法施行令（平成十五年政令第四百七十九号）（附則第八条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|--|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十五 （略）</p> <p>二十六 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七條第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項二十七 （略）</p> <p>2 （略）</p> | <p>（他の法令の準用）</p> <p>第二条 次の法令の規定については、機構を国とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十五 （略）</p> <p>二十六 （略）</p> <p>2 （略）</p> |

○ 地方独立行政法人法施行令（平成十五年政令第四百八十六号）（附則第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第四十条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十号に掲げる規定にあつては法第二十一条第六号に掲げる業務（博物館又は美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行うときに限り、第二十号及び第二十六号に掲げる規定にあつては公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）<u>第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項</u></p> <p>二十五・二十六（略）</p> <p>25（略）</p> | <p>（他の法令の準用）</p> <p>第四十条 次に掲げる法令の規定については、地方独立行政法人（第十号に掲げる規定にあつては法第二十一条第六号に掲げる業務（博物館又は美術館に係るものに限る。）及びこれに附帯する業務を行うときに限り、第二十号及び第二十五号に掲げる規定にあつては公営企業型地方独立行政法人に限る。）を、都道府県（都道府県の加入する一部事務組合又は広域連合を含む。以下この項において同じ。）又は都道府県及び都道府県以外の地方公共団体が設立したものにあっては当該都道府県と、その他のものにあつては市町村とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十三（略）</p> <p>二十四・二十五（略）</p> <p>25（略）</p> |

○ 独立行政法人国立病院機構法施行令（平成十五年政令第五百十六号）（附則第十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～三十三（略） 三十四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七條第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項三十五～四十三（略） 2（略）</p> | <p>（他の法令の準用） 第十六条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～三十三（略） 三十四～四十二（略） 2（略）</p> |

○ 独立行政法人都市再生機構法施行令（平成十六年政令第百六十号）（附則第十一条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十六（略） 二十七 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七条第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項二十八～三十四（略）</p> | <p>（他の法令の準用） 第三十四条 次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。 一～二十六（略） 二十七～三十三（略）</p> |

○ 高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律施行令（平成二十二年政令第四十一号）（附則第十二条関係）

（傍線の部分は改正部分）

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十四 （略）</p> <p>二十五 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第六条ただし書、第八条第一項並びに第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十五条第一項（同法第三十七條第四項において準用する場合を含む。）において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項二十六～三十 （略）</p> <p>2 （略）</p> | <p>（他の法令の準用）</p> <p>第十六条 次の法令の規定については、国立高度専門医療研究センターを国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～二十四 （略）</p> <p>二十五～二十九 （略）</p> <p>2 （略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 機構が行う法第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関しては、次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十二年法律第四十九号）第三十九条第三項及び第五項並びに同法第三十条第一項において準用する土地収用法第八十四条第三項において準用する同法第八十三条第三項</p> <p>十・十一 （略）</p> <p>2 （略）</p> | <p>（他の法令の準用）</p> <p>第十四条 機構が行う法第十三条第一項第四号に掲げる業務及びこれに附帯する業務に関しては、次の法令の規定については、機構を国の行政機関とみなして、これらの規定を準用する。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九・十 （略）</p> <p>2 （略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|--|---|
| <p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 土地の使用及び収用に関する事（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の規定による大深度地下の使用並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）の規定による所有者不明土地の使用及び収用に関するものを除く。）。</p> <p>十～四十四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（土地・建設産業局の所掌事務）</p> <p>第六条 土地・建設産業局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関する事。</p> <p>四～二十 （略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 土地の使用及び収用に関する事（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の規定による大深度地下の使用並びに所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の規定による所有者不明土地の使用及び収用に関するものを除く。）。</p> | <p>（総合政策局の所掌事務）</p> <p>第四条 総合政策局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～八 （略）</p> <p>九 土地の使用及び収用に関する事（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の規定による大深度地下の使用に関するものを除く。）。</p> <p>十～四十四 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（土地・建設産業局の所掌事務）</p> <p>第六条 土地・建設産業局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三～十九 （略）</p> <p>（総務課の所掌事務）</p> <p>第三十七条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 土地の使用及び収用に関する事（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の規定による大深度地下の使用に関するものを除く。）。</p> |

五〇十一 (略)

(企画課の所掌事務)

第七十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法の施行に関すること。

五〇六 (略)

五〇十一 (略)

(企画課の所掌事務)

第七十三条 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〇三 (略)

四〇五 (略)